

地域住宅計画

木更津市地域(五期)

木更津市

令和8年1月(第2回変更)

地域住宅計画

計画の名称	木更津市地域(五期)		
都道府県名	千葉県	作成主体名	木更津市
計画期間	令和 6 年度 ~ 10 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

木更津市は房総半島のほぼ中央に位置し、人口約13万6千人、世帯数約6万6千世帯の地域である。（令和6年11月現在）
木更津市には、現在9団地622戸の公営住宅（県営、市営）があり、そのうち市営住宅は5団地375戸で約60%を占めている。
市の世帯総数に対する公営住宅の供給率は約0.9%、市営住宅のみでは約0.6%となっている。
また、市営住宅は昭和40年から昭和51年の間に建設されたもので、老朽化が著しく進行しておりその維持管理に苦慮している。

2. 課題

○更新期を迎つつある老朽化した公営住宅に対して、公営住宅ストックの効率的且つ円滑な更新を実現するうえで、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていく事が重要となっているため、本市で策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な施設の改修・維持管理を図る必要がある。
○適切な管理が行われていない民間戸建て空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、空家等の実態調査を踏まえ、計画を策定し、空家等の活用を促進するなど、空家政策を推進する必要がある。

3. 計画の目標

- ・市営住宅の長寿命化計画に基づき、市営住宅の既存ストックを整備し、真に住宅に困窮している住民の居住安定を図ることを目指す。
- ・空家住宅を地域の活性化に資する「地域活動の拠点施設」等の用途に供するため、空家住宅の活用を図り「地域コミュニティ」の維持形成を目指す。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度
空家リフォーム	戸	空家のリフォーム補助	7戸	R6	12戸

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

- 老朽化した市営住宅に対して、必要に応じ公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めると併に良好な居住環境を備えた賃貸住宅の供給・維持を図るため、平成24年度に市営住宅長寿命化計画を策定。平成30年度及び令和5年度には、国が公表した「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」に基づき、同計画の見直しを行い、2040年までの公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック推計を行い、計画的に施設の改善を実施する。
 - ・市営住宅長寿命化計画の見直しについて
社会情勢の変化、進捗状況により市営住宅長寿命化計画の見直しを行う。
- 空家リフォームに対して、助成を行う。
 - ・空家リフォームについて
空家バンクに登録された地域活動拠点として活用する空家のリフォームに対して助成を行い、良好な地域コミュニティの保全を図る。
- 戸建て住宅の空き家等について利用状況、管理状況など空き家の実態把握の調査を行う。
 - ・空き家住宅実態調査について
市内戸建て空き家住宅について現地調査等を行い、木更津市空家等対策計画を作成するための基礎資料とする。

(2) 提案事業の概要

- 第2次木更津市住生活基本計画策定のための基礎調査等を行う。
 - ・基礎調査等について
現行計画の検証、上位計画の関連の整理、市民アンケートによる調査、施策のニーズ検討等を行う。
- 市内のマンションの管理の状況を把握するための実態調査を行う。
 - ・マンション実態調査について
「木更津市マンション管理適正化推進計画」に基づいて、市内に所在する3階以上のマンション（区分所有建物）について調査を行う。

(3) その他（関連事業など）

該当無し

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
地域住宅政策推進事業	住生活基本計画改定事業	木更津市	木更津市全域	21.00
地域住宅政策推進事業	マンション実態調査	木更津市	木更津市全域	1.00
合計				22.00

(参考) 関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当無し

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当無し

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当無し

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。